

(別紙) 土木工事、農林土木工事における工事材料の検査等について (監督員が行う材料の検査)

○約款第9条第2項(3)に基づく、工事材料(製品を含む。以下同じ)の試験若しくは検査(確認を含む)は監督員が行う。

区分	材料の種類	検査分類	検査の内容、工場検査実施対象材料(※1)の例示等	備考
市場流通品	JIS規格品 鉄・鋼製品 鋼製2次製品、コンクリート製品等	書類検査	・JIS表示状態を示す資料を確認し、品質規格証明書(ミルシート)を確認する。	
	鉄・鋼製品 (汎用的な鋼製2次製品以外の製品)	書類検査	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査し、公的試験所で試験を実施した試験結果資料を確認する。	
	汎用的な、鋼製2次製品、コンクリート2次製品、樹脂製品(ジオテキスタイル)等	書類検査 (低入札価格調査に係る工事は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・低入札価格調査に係る工事は、工場検査を行う。	
JIS規格品以外 (※2)	特殊鋼材、 特殊なコンクリート 製品	書類検査 (必要な材料、 製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・汎用的な2次製品を加工して製作する鋼矢板及びコンクリート矢板等、既成杭、プレテン桟、プレキャストブロック桟、プレビーム桟、プレキャスト床板、鋼製床板、ボックスカルバート(内空幅2m以上)、L型擁壁H2m以上、組立歩道の梁並びに床板等、トンネル支保工関係材料、環境施設関係材料(防音壁、遮音壁、河川緑化関係材料等)については、工場検査を行う。	中間検査を行う場合の実施対象・実施時期等については監督員と検査員とで調整すること。
注文品 (特注 製 作 品)等	特殊材料・特注製作品等 (※3)	書類検査 (重要な材料、 製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・次の重要な材料及び製品については、工場検査を行う。 橋梁上下部工等、工場製作の棧道橋等、水門等、陸閘等、鋼製ダム等、伸縮装置、支承 アンカーチ、落石防護施設等、法面補強材等、せん断補強材、落橋防止製品、補強土壁材等のうち、強度試験、機能試験(主部材の溶接のある材料を含む)を行う必要がある材料及び製品 電気、電力、通信、設備関係の制御盤、情報盤、ポンプ、発動発電機等、環境施設関係製品等、その他工場製作の道路、河川、砂防、急傾斜地、港湾、公園、上下水等にかかる特殊材料及び製品	中間検査を行う場合の実施対象・実施時期等については監督員と検査員とで調整すること。 鋼橋上部工の材料の検査、原寸検査、仮組立検査は、下欄(※3)を参照。
	上記を除く材料	書類検査 (必要な材料、 製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・必要なものは工場検査を行う。	

(※1) 工場で材料検査を行うものは、次のいずれかに該当するものとする。

- ①新技術、新工法で新たに開発された材料、製品。
- ②強度試験、性能試験を行う必要があるもの。
- ③現場搬入後では確認や補修、返品が困難であるもの。(特注で高価な防護柵及び照明灯等を含む。)
- ④低入札工事案件の材料。
- ⑤特殊な材料で契約担当者が重要と認めるもの。
- ⑥当該工事に使用する同種一式の材料の積算額(諸経費及び税を除く。)が100万円以上のもの。

(※2) 公益社団法人日本下水道協会(JSWA)、公益社団法人日本水道協会(JWWA)の品質認証制度に係る汎用的な製品等については、JIS規格品と同じ扱いとする。

(※3) 鋼橋上部工の検査取扱いについては、次の通知による。ただし、ここでいう「検査」とは、検査員による中間検査を示す。

「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」(平成17年2月25日付け建技第373号、道整第150号)

「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」平成17年11月29日付け建技第263号、道整第119号)

(要旨)・検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査)は原則省略する。

・検査員による中間検査(仮組立検査)は、次の3条件の全てを満たす鋼橋の場合は行わない。(担当監督員の立会い確認を実施する。)

- ①飯桁橋(I型断面)又は箱桁橋
- ②直線橋
- ③斜角が75° 以上の飯桁橋、90° の箱桁橋

ただし桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の仮設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合を除く。

・上記にかかわらず、低入札工事の場合には、検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査、仮組立検査、支承製品・

(その他)・歩道橋、側道橋及び水管橋については、上記鋼橋上部工の検査取扱いに準じて検査を行う。

これらの橋については、仮組立検査の条件①を、「H型鋼橋、飯桁橋(I型断面)及び箱桁橋」とする。